

社会福祉法人いわき学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわき学園（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程に準じた額
- (3) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、宿泊費）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 交通費については実費
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員（配置医師を除く。）を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月20日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、出席した当該会議等の翌月10日に支給

する。

- 3 前2項の支給時期が休日に当たるときは、職員給与規定に準じた日とする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

1 この規程は、平成29年6月15日より施行する。

2 昭和62年4月1日制定の「社会福祉法人いわき学園役員報酬規程」、平成20年4月1日制定の「役員退任慰労金規程」は廃止する。

3 この規程は、令和2年8月22日に一部改正し、令和2年4月1日に遡及して施行する。

4 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役 職 名	報酬の額
理 事 長	月額 100,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(2) 理事

理事会等会議への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(3) 監事

理事会等への出席	日額 5,000 円
監事監査会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円